

税納税通知書」を発送します ※非課税の方には発送しません

■令和4年度(令和3年分) 課税証明書の発行日

①②のいずれも、それぞれの発送日以降に発行できます ※コンビニでの発行は6月9日(木)開始予定

.....  
 課納税通知書 II 市民税課 課(32)6253  
 ・6254 課税証明書 II 窓口サービス課 課(32)6294

「交通事故などにあつたときは国民健康保険に届出を！」

国民健康保険に加入している方が、交通事故など第三者の行為によるけがで保険証を使用する場合には、保険年金課に届け出が必要です。印鑑、保険証、事故証明書などが必要になります

課納税年金課 課(32)6425

「軽自動車税(種別割)について」

4月1日現在の所有(使用)者へ納税通知書を5月中旬に送付しますので、5月31日(火)までに納付してください。また、身体障害者手帳などの交付を受けている方のために使用する、本人または同一生計者の軽自動車などで一定の要件に該当する場合は、減免の対象になります。令和3年度以前に減免を受けた方が軽自動車などを乗り換えている場合や、標識番号(ナンバー)を変更した場合も新たに申請が必要です

課納税減免受付は5月31日(火)までに直接市民税課 課(32)6244

「国民年金保険料の免除制度」

所得が少ないときや失業などにより保険料を納めることが困難な場合、保険料の納付が免除される制度があります。申請免除(全額・一部)、納付猶予(50歳未満)、学生納付特例があり、申請月の2年1ヵ月前までさかのぼり申請できます

「納付・全額免除・一部免除・納付猶予」と「未納」の違い

	納付	全額免除	一部免除	納付猶予・学生納付特例	未納
老齢・障害・遺族基礎年金の受給資格期間に...	含まれる	含まれる	含まれる(注2)	含まれる	含まれない
老齢基礎年金額の計算に...	含まれる	含まれる(注1)	含まれる(注1、2)	含まれない	含まれない

注1 保険料を納めた場合と比べて、受け取る年金額が少なくなります  
 注2 免除の減額後の保険料を納めないと「未納」と同等の扱いとなります

課市保険年金課 課(32)6429  
 課小牧年金事務所 課(36)6135

「固定資産に変更が生じた場合は」

家屋の増築(風除室なども含む)や、取り壊し・一部減築で面積が変わった、用途を変更したまたは車庫や物置などを新設した場合は固定資産税が変動することがありますのでご連絡ください ※法務局で登記申請を行わなかった場合に限り課資産税課 家屋係 II 課(32)6268 土

地係 II 課(32)6267

「事業主の皆さまへ」

■障害者雇用奨励金

※令和4年度より事業内容が変更の支給を受け、受給期間終了後、引き続き雇用を継続した事業者

■支給額 重度障害者等(短時間労働者以外) II 12万円(1年継続雇用)(6ヵ月継続の場合6万円×2回) 短時間労働者、身体・知的障害者 II 10万円(1年継続雇用)(6ヵ月継続の場合5万円×2回)

■中小企業人材育成補助金

課独立行政法人中小企業基盤整備機構の主催する研修(Web研修も可)を受けられる方

■支給額 1人につき2万円(市内開催またはWeb研修は1万5千円)を上限とし、1事業者につき年間最大10万円 ※受講前に所定の様式を提出

■職場改善コンサルティング事業

課働きやすい職場づくりに取り組む市内企業

■支援内容 社会保険労務士などの専門家によるオーダーメイド型の支援

課(株)Mammypro 課(011)206)9150

課工業・雇用振興課 課(32)6432

広告

福祉

暮らし

催し・講座

スポーツ

相談

募集